

待機児童解消緊急対策がすすんでいるけど…



保育園に入園 できるかな?

日本共産党は認可保育園
増設にがんばります

新宿区は待機児童解消緊急対策をすすめ、すでに保育ルーム3ヶ所、医療センター内に私立新宿いるま保育園がオープンしました。(仮称)私立東戸山子ども園と私立認可保育園4ヶ所が4月1日に開設すると、合わせて527名の定員が増えます。しかし、待機児童ゼロの見通しは立っていません。日本共産党区議団は引き続き、待機児童解消に取り組みます。

2013年12月 現在の 保育園増設状況



区立保育ルームを 3ヶ所開設しました

小規模保育整備促進支援事業(東京スマート保育)等を活用します。

**保育ルーム
おちにすくすく園**
(上落合2丁目10番23号)
定員19名
2013年10月1日開設

**保育ルーム
べんてん**
(若松町16番2号)
定員19名
2013年10月1日開設

**保育ルーム
早稲田**
西早稲田三丁目9番6号
定員19名
2013年12月1日開設

認可保育園を1ヶ所開設 子ども園1ヶ所が開設予定です

(仮称)私立東戸山子ども園
定員167名
(定員増110名)
2014年4月1日開設

私立新宿いるま保育園
定員137名
(定員増37名)
2013年11月1日開設

緊急整備地域で 私立認可保育園 4ヶ所の 開設事業者を 決定しました

全て2014年
4月1日開設予定

市谷船河原町1番地
定員122名

南町20番地
定員70名

市谷本村町2番10号
定員61名

榎町43番地1号
定員70名

日本共産党は
待機児童ゼロ
をめざします!

●認可保育園 ●子ども園 ●保育ルーム

空き家条例が10月から施行

犯罪や火災・倒壊等を防ぎ、区民の安全安心な暮らしを実現するための「空き家条例」が10月1日から施行されました。周辺環境に悪影響を及ぼし、防犯・防災上問題となる空き家や、いわゆるゴミ屋敷について、日本共産党区議団は独自に条例提案を行うなど対策を求めてきました。

空き家対策のご相談は

新宿区役所
危機管理課 危機管理係
03-5273-4592

各議員は、定例の法律・くらしの相談会を行っています。お気軽にお問合せください。



雨宮たけひこ

左門町12 ライジングプラザ5A
電話 090-1544-5088



沢田 あゆみ

西早稲田2-19-1共美ビル101
電話 090-3088-9591



あざみ 民栄

市谷加賀町2-6-1 D-302
電話 090-1802-4520



川村のりあき

西落合1-32-18
電話 090-9330-9004



佐藤 佳一

北新宿1-6-16-602
電話 090-2641-8431



あべ 早苗

新宿7-16-13
電話 090-4015-8151



近藤 なつ子

戸山1-16-16-310
電話 090-4849-3227



田中のりひで

上落合1-1-15落合パークファミリア302
電話 080-5483-5516

代表質問



佐藤佳一 議員

商店リニューアル助成で
中小業者の支援を

群馬県高崎市は市内の商店主のやる気を後押しすることで商業を活性化させようと「まちなか商店リニューアル助成事業補助金」を今年5月から実施。市内で商売を営んでいる方や営業を始めようとする方に、費用の50%、100万円を限度に工事と物品購入に対して補助する制度です。5月に受付を開始したところ申込みが殺到し、2回追加補正予算を組み、対象店舗の約12%にあたる738軒が申請しました。

問 私たちも高崎市を視察し、補助金で改装した商店で直に話を聞いたが、「客層が広がった」「人が寄るようになった」と大好評。新宿区でも実施すべき。

答 区として低利な融資制度、イベント、商店街路灯整備助成など支援してきた。提案の事業も支援策の一つと考えるが、今後も振興策を重層的にきめ細かく展開する。

建築紛争予防条例を改正し、
説明会開催を義務化すべき

問 新宿区の建築紛争予防条例では、近隣住民への説明会開催の義務付けがないため、建築確認後に説明会を開くなどして住民とトラブルになるケースがある。23区中3区が、説明会を義務付けており、港区では、建築計画の標識設置から10日以内に隣接住民に説明会を義務付けている。新宿区も条例を改正し説明会を義務付けるべき。また、現行条例でも住民が申し出れば説明会を開かなければならないことを、建築計画お知らせ標識に明記するなど周知を徹底すべき。

答 今まで以上に適切かつ十分な説明が行われるようあり方を検討する。建築計画お知らせ標識に明記することも含め周知方法を検討する。

問 景観まちづくり審議会に報告する案件の基準を明確に

し、北新宿1丁目に建設予定の長さが182メートルもあるロイヤルパークス柏木は審議対象とすべき。

答 報告すべき建築物は検討している。ロイヤルパークス柏木は景観変更の申請があれば直近の審議会に報告する。

区立美術愛住館計画の問題点を指摘

新宿区立美術愛住館は、堺屋太氏が代表取締役の会社所有建築物の一部と、同氏の配偶者である洋画家池口史子氏の絵画等の作品を、いずれも無償で借り受けて設置し、堺屋氏が理事長をつとめる堺屋記念財団に指定管理させるものです。

問 建物の一部を借りて設置するが、相続や建て替え時にトラブルにならない保障はあるか。また、池口氏の絵画及び堺屋氏所蔵作品は何点あり、その美術的価値はどうか。

答 池口氏の作品をはじめ100点を所有し、その中には国内、海外の著名画家の価値ある作品も含まれている。相続に関しては問題ないが、個人情報なので詳細を述べることが控える。

問 堺屋記念財団は、美術館運営の専門家はいるのか。公募によらず指定し、指定替えもしないのは、区の公の施設の指定管理方針に反するではないか。新聞報道によると堺屋氏は、「6600万円かかり区からの1500万円(指定管理料)では大赤字」と言っている。区はこの話を聞いていたか。毎年多額の赤字前提では不適切ではないか。

答 財団に学芸員はいないが、専門家が館長に就任する。指定にあたっては文化芸術振興会議の答申を受け、選定委員会を選定し、毎年評価を実施する。区の財政力を考慮して年間1500万円を上限に美術展示館を財団の協力で設置・運営することに意義があると考えて取り組みを進めてきた。

代表質問では、以下の項目についても質問しました。

- 区長の政治姿勢について
- 生活保護「改正」案と生活困窮自立支援法案について
- 子ども子育て支援制度と待機児童解消について
- 学校選択制について

質問の全文は日本共産党新宿区議団ホームページをご覧ください。

一般質問



あざみ民栄 議員

学童クラブ・児童館・
放課後子どもひろばの充実を

子ども子育て関連3法の成立により、学童保育は2015年度から新制度に移行します。

問 新制度移行に際し、他区で弊害が出ている学童クラブの廃止や放課後子どもひろばの一体化は行わず、児童館も含め、それぞれの事業を充実させるべき。

答 今後この事業は子どもの状況に応じた居場所として、より多くの子ども

に利用してもらえるよう努める。

問 大幅に定員オーバーしている中町・榎町学童クラブ、待機児童のいるせいで学童クラブについて、新たな学童クラブの増設など緊急対策を。

答 中町・榎町は、他居室の活用や運営上の工夫、施設改修による専用室の拡張等に対応。せいがの法人とは待機児童を受け入れるよう協議を進めるとともに、落合四小の放課後子どもひろばに学童クラブ機能を持たせる新たな取り組みを行う。

問 一部の放課後子どもひろばで、職員が見守るだけで子どもと関わらないとの指摘がある。遊びと学びの支援という目的に沿った運営をするよう徹底すべき。

答 委託事業者に子どもに寄り添った適切な働きかけを行うよう指示した。



田中のりひで 議員

条例施行を機に
実効ある空き家解消対策を

10月1日から空き家・こみ屋敷を対象に新宿区空き家条例が施行。「空き家等適正管理審査会」も設置され、実効ある取り組みが可能となりました。

問 区内の全戸実態調査を実施し、実態を把握せよ。

答 総務省の土地統計調査で実態がわかる。腐朽・破損空き家は町会や特別出張所と情報収集する。条例施行で敷

地への立ち入り調査、審査会の意見をきいたうえで助言・指導・命令・代執行が可能となったので、危険な空き家の解消に取り組む。

問 行政の仲立ちで空き家を賃貸や売買等して活用する空き家バンク制度を実施し、相談窓口を設置すべき。

答 新宿では空き家は資産活用の側面を持つっており、活用は所有者と民間市場に委ねるため、空き家バンクや相談窓口は考えていない。

問 空き家解消の障害は、解体費用と更地にする固定資産税が高くなること。区が解体費用を補助し、国・都に税の軽減措置を要請せよ。

答 解体は所有者が負担すべき。国が固定資産税軽減を検討していることを注視し、国・都への要請を検討する。

区民の声を反映する区政をめざして、日本共産党新宿区議団はがんばります!

● ホームページ <http://www.jcp-shinjuku.com>
各区議のホームページやEメールも
区議団のホームページのリンクからご覧になれます。



ホームページのQRコード



あなたの声をなんでもお寄せ下さい。
新宿ボイス 検索
<http://jcp-voice.jp/tokyo/shinjuku/>

